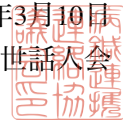




施術所に於ける感染事例への対応

2020年3月10日

病鍼連携連絡協議会 世話人会



病鍼連携連絡協議会では新型コロナウイルスの感染蔓延に鑑み、以下の通り提言を掲げます。会員におかれましてはご一読いただき、万一皆さまに該当事例がありました折には対応方よろしく願いますのもであります。

院内感染防御追加指針

施術所内は金属部分、手指の接触が起こりえる場所を消毒用アルコール（消毒用アルコールがない場合はその都度次亜塩素酸溶液を作る。作り置きは濃度減少するので不可）にて清拭、その他施術所内消毒作業を実施、感染防御マニュアルにそって営業時間内に「実施ごとに実施者の押印により記録」を残す。

1) 施術所従業員に感染を疑われる事例がある場合

- a) 施術者並びに院内従業員に37.5℃以上の発熱、咳嗽、咽頭痛、倦怠感などの感冒様症状が出現した場合は、管理責任者に通報し、4日間まで自宅療養（厚労省推奨）。いずれかの症状が4日間以上続く場合は、県の相談窓口（帰国者・接触者相談センター）に電話相談し指示に従う（同厚労省）。

医療機関でPCR検査結果が陰性の場合でも偽陰性の可能性を考え4日間の自宅療養を推奨（根拠に乏しいがさらなる安全のため）する。施術者は自宅内感染状況（家族の発熱など）を管理責任者に報告し、他への影響がなければ指示により業務復帰。

b) 施術者・事務員が陽性。入院となった場合

施術者・事務員が指定医療機関に於いてPCR検査の結果陽性診断を受けた場合、入院加療となるので、保健所の指示に従い施術者、事務員の濃密接触の可能性のある患者情報、連絡先の提出指示に従い、あわせて施術所内、及び施術所外に感染事例があった事を掲示、当該従業員が発熱をした日から数えて14日の施術所閉所を実施する。

感染のない施術者は施術所内の消毒用アルコールによる消毒作業を実施、閉鎖中の施術所への来所をひかえ、自らの検温結果を管理責任者に報告。発熱、咽頭痛、倦怠感がある場合は、管理責任者に通報の上、帰国者接触者相談センターに連絡、指示を仰ぎ指定医療期間に通院する。

※療養費などによる訪問施術担当者の感染に於いても同様とする。

2) 施術者以外の関係者に感染事例があった場合

- c) 患者様に陽性事例があり、無症状時、症状発生時を問わず、施術所に通院が確認された場合



保健所、県担当から濃厚接触の可能性がある場として通知があり得る。その場合、当該患者様来院時刻に合わせた従業員全て、当該患者の施術以降、同一ベッドを利用した患者様への電話による連絡、注意喚起を実施、従業員の健康状態のモニタリングを実施。

施術所内の消毒用アルコールによる消毒を即時実施、基本的には営業の停止は、保健所のアドバイスにしたがい、従業員に発熱など症状がなければ施術所の運営を開始。

※療養費などによる訪問施術担当者の患者様感染に於いても同様とする。

d) 従業員親族に感染を疑われる事例があった場合

従業員親族に長引く発熱、倦怠感などがあり、37.5度以上の発熱が4日間（高齢者、基礎疾患をお持ちの方は2日間）以上あった場合は帰国者接触者相談センター窓口にご相談し、指示があれば指定医療機関を受診。検査を実施。陰性の場合、従業員本人の発熱がなければ、通常通勤復帰させる。念のため、当該従業員との接触があった患者様を抽出し、管理責任者から情報提示し、当該接触者の発熱などに注意喚起を実施。

※療養費などによる訪問施術担当者の感染に於いても同様とする。

3)その他

本提言に関する事で新たな情報が入り次第、適宜情報提供いたします。本会のホームページ (https://www.oiso-chiryuin.info/hospital_accu_cooperation_kanagawa.html)をご確認ください。

以上